

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年3月5日（火） 8：24～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 国会提出案件 7件
- 法律案 9件
- 政令 3件
- 人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「テロリスト等に対する資産凍結等の措置」について、御了解をお願いいたします。本件は、国連安保理決議に従い、外為法に基づき講じている資産凍結等の措置の対象に、8個人を追加するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ウガンダ国」及び「チェコ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、令和5年度第3・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を財政法に基づき、国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、法律案9件について、御決定をお願いいたします。まず、「公益法人法の一部改正法案」は、公益法人の財務規律の柔軟化や行政手続の簡素・合理化等の措置を講ずるものであり、「公益信託法案」は、主務官庁による許可・監督制を廃止し、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制に改める等の措置を講ずるものであります。

次に、「道路交通法の一部改正法案」は、自転車の運転中における携帯電話の使用を禁止するなど、自転車等の交通事故防止のための措置等を講ずるものであり、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正法案」は、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止するものであります。

次に、「デジタル社会形成基本法等の一部改正法案」は、情報通信技術の活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、国によるデータベースの整備やデータ連携の促進等の措置を講ずるものであります。

次に、「総合法律支援法の一部改正法案」は、日本司法支援センターの業務として、犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務を追加するものであります。

次に、「再生医療等安全性確保法等の一部改正法案」は、先端的な医療技術の研究の更なる推進等を図るため、法規制の対象範囲の見直し等の措置を講ずるものであります。

次に、「地球温暖化対策推進法の一部改正法案」は、我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、二国間クレジット制度の着実な実施を確保するための措置等を講ずるものであります。

次に、「生物多様性増進法案」は、自然再興の実現に向け、企業等による生物多様性の増進のための活動を促進するため、当該活動に係る計画の認定制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令 3 件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和 6 年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第 102 条第 1 項の政令で定める年度等を定める政令」は、被害を受けた地方公共団体の財政負担を軽減するため、同項の規定による地方債の発行可能年度の延長等を行うものであります。

次に、「児童福祉法施行令の一部改正令」は、児童相談所を設置する市として東京都品川区を追加するものであります。

次に、「特定不法行為等被害者特例法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年 3 月 19 日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、ノルウェー国駐箚大使川村裕を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務省大臣官房参事官藤井大輔に、米州開発銀行総務会第 64 回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、株式会社リコー代表取締役会長山下良則外 1 名を国家公務員倫理審査会委員に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、秋葉輝夫外 126 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元文部大臣赤松良子を、従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をコートジボワール及びブルワンダとの間でそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、コートジボワールの「アビジャン港穀物バース建設計画」に約 25 億円を限度とする円借款を供与すること等について、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、新藤大臣から御発言がございます。

○新藤国務大臣：今般、「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議の開催について」を一部改正し、構成員の「新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣」を「感染症危機管理担当大臣」に改めることといたしますので、御了解をお願いいたします。引き続き、本閣僚会議においては、関係省庁が一体となって、着実に施策を推進していくこととしております。

○林国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 6 年 〕
〔 3 月 5 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り
資 料
な し

- テロリスト等に対する資産凍結等の措置について
(了解) (外務・財務・経済産業省)
- ☆ ウガンダ国駐劄特命全権大使佐々山拓也外 1 名に
交付すべき信任状及び前任特命全権大使福澤秀元
外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決定) (外務省)

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料
あ り

- {
 - 1. 参議院議員須藤元気 (無所属) 提出女性用ト
イレの運用に関する再質問に対する答弁書に
ついて (決定) (内閣府本府)
 - 1. 参議院議員須藤元気 (無所属) 提出 N T T 法
廃止議論に関する質問に対する答弁書につい
て (決定) (総務省)
 - 1. 参議院議員須藤元気 (無所属) 提出固定電話
加入権販売時の説明に関する質問に対する答
弁書について (決定) (同上)
 - 1. 参議院議員塩村あやか (立憲) 提出地方公共
団体における随意契約の要件に関する質問に
対する答弁書について (決定) (同上)
 - 1. 参議院議員須藤元気 (無所属) 提出 T S M C
誘致に関する質問に対する答弁書について
(決定) (経済産業省)
- 〃 ☆ 令和 5 年度第 3 ・ 四半期における予算使用の状況
を国会及び国民に報告することについて (決定)
(財務省)
- 〃 ☆ 令和 5 年度第 3 ・ 四半期における国庫の状況を国
会及び国民に報告することについて (決定)
(同上)

◎ 法律案

資料あり
資料あり

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
(内閣府本府)
- 〃 ○ 公益信託に関する法律案（決定）
(内閣府本府・法務省)
- 〃 ○ 道路交通法の一部を改正する法律案（決定）
(警察庁)
- 〃 ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
(同上)
- 〃 ○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（決定）
(デジタル庁・総務・財務・経済産業省)
- 〃 ○ 総合法律支援法の一部を改正する法律案（決定）
(法務・財務省)
- 〃 ○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（決定）
(厚生労働省)
- 〃 ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
(環境・財務・農林水産・経済産業省)
- 〃 ○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（決定）
(環境省)

◎ 政 令

資料あり
資料あり

- 令和6年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第102条第1項の政令で定める年度等を定める政令（決定）
(内閣府本府・総務・財務省)
- 〃 ○ 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）
(こども家庭庁)

- 資料あり
あ
- 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（法務省）

◎ 人 事

- 資料あり
あ
- 特命全権大使川村 裕を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ○ 財務省大臣官房参事官藤井大輔に米州開発銀行総務会第64回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命じ、在ロシア日本国大使館公使大西進一外1名に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命免することについて（決定）
 - 〃 ○ 山下良則外1名を国家公務員倫理審査会委員に任命することについて（決定）
 - 〃 ○ 元千葉県公立学校長秋葉輝夫外126名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕
〔3月5日〕 (火)

◎一般案件

- 資料なし ○ {
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換
- について (決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]